

甲府市農業委員会5月定例総会議事録

1. 日 時 令和元年5月30日（木曜日）午後2時00分から午後2時43分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 保坂 敬夫 | 2番 福島 昌之 | 3番 矢崎 正勝 | 4番 米山 夫佐子 |
| 5番 落合 洋子 | 7番 土屋 三千雄 | 8番 長田 孝夫 | 9番 菊島 建 |
| 10番 關野 登 | 11番 森 信二 | 12番 花形 満寛 | 13番 末木 瑞夫 |
| 14番 土屋 正人 | 15番 萩原 爲仁 | 16番 小林 雅宗 | 17番 山本 一 |

4. 欠席委員（1名）

6番 田中 由美

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 事務局 長 | 青木 進 |
| 農地係 係 長 | 斉藤 欣也 |
| 係 長 | 佐野 慶一 |
| 主 事 | 一ノ瀬 匠 |
| 振興係 係 長 | 牧野 公治 |
| 技 師 | 井上 健洋 |

6. 議 案

| | |
|-------|------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 令和元年6月告示分農用地利用集積計画について |

報告案件

| | |
|-------|-----------------------------|
| 報告第1号 | 山梨県農業会議への諮問結果について |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出） |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出） |
| 報告第4号 | 競・公売適格証明について（市街化区域届出） |

○議長（西名会長）

それでは、特に意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第1号に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただいたので、議案第1号については決定し、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第2号は農地法第4条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の4条許可申請は3件でございます。議案書3ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。昇仙峡警察官駐在所から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地、南面・西面は農地、北面は道路となっています。農地区分は、第2種農地と判断しました。申請人は、昭和〇〇年頃より、申請者の〇〇が自宅として転用していたことから、今回経過理由書添付による申請となります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの4条No.2をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。甲運小入口交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は宅地、南面・北面は宅地及び農地、西面は農地となっています。農地区分は、第1種農地ですが不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。申請人は、従前所有者より申請地を相続したが、農業従事経験が無く、農地銀行や所有権移転を農業従事者に打診したが断られてしまい、やむを得ず転用を検討していたところ、隣接している事業者が申請地を賃貸借で借りたいとのことであったため、今後農地として利用する計画が無いことから、申請者が当該申請地を整備し〇〇〇〇として事業者に貸し出すとのことです。

続きまして、議案書3番、地図は3ページの4条No.3をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。境川橋東詰交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面は雑種地、西面は農地、北面は宅地及び農地となっています。農地区分は、第2種農地と判断しました。申請人は、昭和〇〇年頃から許可を受けずに自身の所有する敷地内に用悪水路を付替えし使用してきたことから、今回経過理由書添付による申請となります。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。つぎに、地元委員さんから補足説明をお願いしたいと思います。1番案件は千代田地区ですので、末木委員よりお願いします。

○千代田地区委員（末木委員）

この案件については、昭和〇〇年に千代田湖の溜池を作るために移転して、昔のことなのでそのまま地目を宅地に変更することもなかったということです。内容は事務局から説明がありましたが、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 2 番の案件は甲運地区ですので、森委員よりお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

2 番の案件は、事務局の説明どおりです。農地的にはいいのですが、畑へ入る道がなく入っていけない場所で、貸すことによって自分の宅地のところを通って中へ入るそうです。あとは問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 3 番の案件は中道北地区ですので、土屋三千雄委員よりお願いします。

○中道北地区委員（土屋三千雄委員）

3 番の案件でございますが、地図を見てください。当初水路が敷地の中を走っていましたが、地図の南側のとおり L 型に利便性よく設置しました。詳細は事務局の説明とおりです。よろしくお願ひします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。ひととおり地元委員から補足説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたら挙手をお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 2 号に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、決定させていただきます。議案第 2 号のうち、2 番の案件については 1,000 ㎡以上ですので、県農業会議へ許可相当ということで諮問をして参ります。他の案件については 1,000 ㎡未満ですので、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 3 号は農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 39 件、賃貸借が 1 件、使用貸借 1 件計 41 件となります。議案書 4 ページの 1 番、地図は 4 ページの 5 条No.1 をご覧ください。申請

へ〇〇しています。よろしくお願ひします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 2 番の案件は甲運地区ですので、森委員よりお願ひします。

○甲運地区委員（森委員）

2 番の案件については事務局の説明どおりです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 3 番の案件は玉諸地区ですので、落合委員よりお願ひします。

○玉諸地区委員（落合委員）

落合です。3 番の案件ですが、〇〇は違いますが〇〇という関係ですので、何ら問題ないと思います。よろしくご審議のほど、お願ひします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 4 番の案件は山城地区ですので、關野委員よりお願ひします。

○山城地区委員（關野委員）

4 番の案件ですが、昨年 11 月に除外案件として既に審議をして承したものです。今回は転用申請として除外をしてなかったところを、申請どおり止むを得ないものだと思います。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。5 番の案件は山城地区で、私の担当地区です。こちらは新規就農者が〇〇〇〇〇〇を作っていましたが、地図でご覧のとおり三方を住宅等に囲まれて大変作りにくいということであったところ、〇〇〇〇への転用ということで、問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願ひします。

つづきまして 6 番、7 番の案件を中道北地区ですので土屋正人委員よりお願ひします。

○中道北地区委員（土屋正人委員）

6 番の案件ですが、隣に〇〇が出て、その隣は雑種地で〇〇〇〇になっていて住宅にもかかっているとうことで一種農地であったが薬剤散布等ができないということ譲受人が、別の〇〇〇〇を返さなければならないということ、渡りに船という中での案件で、詳しいことは事務局の説明どおりです。

7 番の案件は先月競売物件の適格証明願ひが出た案件です。こちらについても事務局から説明のあったとおりです。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 8 番から 41 番の大型案件です。中道北地区ですので、山本委員よりお願ひします。

○中道北地区委員（山本委員）

それでは 8 番から 41 番までの案件について説明します。概要は事務局の説明のとおりです。リニアの通過に伴い〇〇〇〇を移転しなければならないということ、当該

地が適当ではないかということです。全体の面積は〇〇〇〇㎡弱ということですが、建物そのものは約〇〇〇〇㎡です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほどになりますが、隣接の農地に説明をしていますし、近隣住民にも説明し了承も受けていると聞いております。それから、エリア内には当然、既存の農道や堰がありますが付け替えをしながら、事前に市と協議をして了承を得られるということです。また先ほどお話があったとおり、調整池として2,240㎡、水深が1mほどの調整池を設置し雨水等の対応もしています。さらに、小学校、中学校の通学路も隣接しており、心配しているところでしたが、運送の時間が朝4時から6時と、午前11時頃がピークということなので、通学にはそれほど影響はないと思っています。当然、学校とも協議のうえに進めています。その他についても事前協議をして許可を受けられるということが見込まれておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。地元委員から補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。リニア関連で多くの農地がこういった形で犠牲になるということでございます。駅の前問題はまだ決定はしておりませんが、中道北小学校の関係でも20,000㎡ほどの農地が新たになくなってしまいます。トータルでは70,000㎡位こういった形で犠牲になるのではないかと思います。リニア甲府駅前の周辺の整備については、もっともっと大変な面積で、いずれ35ha位はこの関連で農地が減ってしまうのは残念でございますが、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、特別意見も無いようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第3号に賛成の方は、挙手をお願いします。

〈 全員挙手 〉

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、この議案3号の案件については決定させていただきます。このうち3番、5番、6番、7番の案件については1,000㎡未満になりますので、早速、許可書の交付をして参ります。1番、2番、4番の案件については1,000㎡以上になりますので、許可相当ということで県の農業会議に諮問して参ります。

また、8番から41番の案件については20,000㎡以上の特殊な案件になりますので、事務局から説明のあったとおり県の許可となります。よろしくお願ひいたします。

つぎに、関連がありますので報告第1号から第6号について、事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書20ページをご覧ください。先

月の総会案件のうち、4条5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。21ページからは平成31年4月16日から令和元年5月15日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

ただいま、事務局から報告第1号から6号の説明がありましたが、皆様のほうで、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

よろしいですか。それでは報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第4号は令和元年6月告示分農用地利用集積計画について事務局より説明してください。また、関連がありますので報告第7号も併せてお願いします。

○事務局（井上技師）

それでは説明に入ります。今月は、新規設定3件、再設定8件、計11件の申出がありました。議案書は、29ページの表は、新規設定です。千代田・中道南地区からの申出がありまして、合計面積は1,870㎡です。中段の表は、平成31年度の目標面積115,900㎡に対し、設定面積は56,714㎡となり、達成率は49%となります。続いて、30ページの表は、再設定です。相川・甲運・二川・山城・中道北・中道南地区からの申出がありまして、合計面積は12,476㎡です。中段の表、平成31年度の目標面積290,000㎡に対し、設定面積は108,082㎡となり、達成率は37%となります。

31ページ1番から3番までは新規設定。32ページ4番から33ページ7番までは再設定。33ページ8番から34ページ11番までは再設定の更新となっております。以上、全ての案件の借手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業従事日数を超過しており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。

引き続き、35ページ、農用地利用集積計画の解約の報告です。8件の解約となります。解約の内容、理由につきましては、記載のとおりとなっております。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上案件について説明を終わります。

○議長（西名会長）

事務局からひとつおとり、説明が終了したので、質疑に入ってまいります。皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第4号について、賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第4号は決定させていただきます。

なお、報告第7号については、報告事項ですのでご了承いただきたいと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

本日本日予定をしている全ての審議を終了しましたが、皆様の方から、何かありましたらお願いします。

以上をもちまして5月定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時43分 閉会

会 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印